

MARINE SAFETY ADVISORY No. 11-24J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: RUSSIAN PRICE CAP POLICY REQUIREMENTS FOR TANK VESSELS

Date: 2 December 2024

(本船舶安全通知書は)繰り返しロシア産原油注¹の揚荷または積荷時に、弊局へご提出の必要がある宣誓書 (Attestation)についてお知らせ致します。

弊船籍登録の条件として、また RMI Marie Notice (MN) [1-000-5](#) に(ロシア原油価格に上限について)概説されている通り、RMI に登録された“タンカー”の登録船主およびその代理人が弊局に行う表明、保証、宣誓に加え、同関係者 (RMI に登録された“タンカー”の登録船主または許可された代理人)は、2024 年 2 月 19 日以降、当該船舶によるロシア産原油の揚積後 30 日以内に、<https://price-cap.register-iri.com/>に掲載されているものと実質的に同じ書式で、管理者に宣誓書を提出することが義務付けられています。

2024 年 2 月 19 日以降宣誓書の提出漏れがあった場合は、直ちに上記リンクから提出し、今後は適時報告の為 30 日間の期限にご注意ください。これに従わない場合、船主および本船は、弊局船籍登録の抹消を含む罰則の対象となります。

詳細については、MN [1-000-5](#)「Flag Implementation of the Price Cap policy for Crude Oil and Petroleum Products of Russian Federation Origin」を参照してください。

お問い合わせは legal@register-iri.com まで。(英文にてお願いいたします)

注¹ ロシア連邦産の原油及び関裕製品を含む